

＜申請者の皆様へ＞

令和2年度「高校生等奨学給付金」につきましては、次の①～③のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- ①生活保護世帯
- ②令和2年度(令和元年年分)県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯
- ③新型コロナウイルスの影響等による家計急変世帯

以下の「高校生等奨学給付金 対象確認シート」を参考に、どの世帯に該当するかをご確認いただいたうえで、申請くださいますようお願いいたします。

※ コロナウイルス等による家計急変に該当しないことが明らかで、ご自身の世帯が住民税所得割課税か非課税かわからない場合には、②の該当として申請していただいて構いません。

## 高校生等奨学給付金 対象確認シート

令和2年7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか？

はい

「生活保護受給世帯」です。

※同封の申請書等を使用し、通常申請で申請してください。

提出期限：  
7月31日(金)

いいえ

令和2年度(令和元年年分)の保護者等全員の「**県民税所得割額及び市町村民税所得割額**」が**非課税(0円)**ですか？※課税証明書や給与所得等に係る市町村民税・県民税決定通知書等で確認することができます。

いいえ

今般の新型コロナウイルスの影響等で、家計が急変し、保護者等全員の「**県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)である世帯**」に相当する見込みですか？

はい

はい

「**家計急変世帯**」です。

※同封の申請書等は使用できません。別の申請書様式となります。また、以下の書類が必要となります。申請希望者は事務室までご連絡ください。

①家計急変の発生事象を証明する書類	離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、収入減少による国および地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書、家計急変による申請理由書など
②家計急変の前と後の収入を証明する書類	【家計急変前】課税証明書の写しなど ※保護者全員分 【家計急変後】(会社員) 会社作成の給与見込、給与明細書(直近3カ月分)など (個人事業主) 年間収支見込計算書、税理士または公認会計士の作成した証明書類など
③保護者の扶養親族を確認するための書類	扶養親族分全員の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など

提出期限

①7月までに家計が急変した場合：  
8月7日(金) (書類が間に合いそうにない場合はご相談ください。)

②7月以降に家計が急変した場合：  
令和3年2月中旬頃まで、随時、申請を受け付けます。  
原則、申請のあった翌月～3月の月数に応じて算定した額を支給します。

「**県民税・市町村民税所得割非課税世帯**」です。

※同封の申請書等を使用し、通常申請で申請してください。

提出期限：7月31日(金)